

事務処理フロー

事務名 東京都交通局乗合自動車における高等学校及び大学の
通信教育課程学生への運賃割引
根拠規定 東京都乗合自動車条例施行規程第18条第2項ほか

作成部署 交通局自動車部営業課営業担当
電話（内線） 46-661

関係者及び 取扱窓口等	作成及び使用の方法
申請者	在籍校の代表者名で発行された「東京都乗合自動車普通旅客運賃割引証兼通学証明」を呈示してください。
都営バス車内及び 都営自動車営業課 発売窓口	普通運賃の割引 都営バス車内で乗務員へ「東京都乗合自動車普通旅客運賃割引証兼通学証明」を呈示したうえ、割引運賃適用をお申し出ください。 通学定期券の購入 定期券発売窓口へ「東京都乗合自動車普通旅客運賃割引証兼通学証明」を呈示したうえ、通学定期券購入をお申し出ください。

項目	取扱説明
形式・要件 審査等	普通運賃の割引 都営バス車内で乗務員へ「東京都乗合自動車普通旅客運賃割引証兼通学証明」を呈示したうえ、割引運賃適用をお申し出ください。 割引運賃適用あたりに、乗務員が呈示された証明書を 確認します。 通学定期券の購入 提出された申請書に記載漏れがないか申請の内容及び呈示書類を確認し、認定校名等、規程等に定める要件を満たしているか、係員が審査します。